

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口
以下の情報は、3月22日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所相談は行っていません。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 FAX5388-1396
相談票に記入のうえ、送信

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または☎6258-5780

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「後遺症の相談」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



5歳～11歳の子どもが対象
新型コロナウイルスオミクロン株
対応2価ワクチンの追加接種

下記の要件に全て該当する5歳～11歳の子どもを対象に、新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチンの追加接種を開始しました。接種希望者は予約してください。また、接種券の発送等の詳細は、区ホームページをご覧ください。



区HP
区HP(やさしい日本語)

[要件]▶墨田区に住民票がある▶新型コロナワクチンを2回以上接種し、3・4回目接種の対象である[予約]事前に▶電話で問合せ先へ▶墨田区専用予約システム

(☎https://g131075.vc.liny.jp)から申込み



[問合せ] 墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

以下の支給要件を全て満たす方に、傷病手当金を支給します。受給には申請が必要ですので、必ず事前に電話でお問い合わせください。

[支給要件]▶給与等の支払いを受けている被用者である(個人事業主・フリーランスを除く)▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師等により証明される場合で、療養のために労務に服することができない▶労務に服することができ

ない期間、給与の全額または一部が支給されない[支給期間]労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間[支給額]直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり[適用期間]2年1月1日～5年5月7日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)[申請期限]支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内[問合せ]▶墨田区国民健康保険=国保年金課こくほ給付係☎5608-6123▶東京都後期高齢者医療制度=広域連合お問合せセンター☎0570-086-519

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

資源の有効活用にご協力を
古着・金属製調理器具等の回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や金属製調理器具等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。

[回収日時/回収場所]▶4月15日(土)/業平公園(業平2-3-2)▶4月22日(土)/白鬚公園(墨田1-4-42) *時間はいずれも午前9時～午後2時[回収品目]洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ

*汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり[対象]区内在住の方 *事業者を除く[持込方法]回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ *車での来場は不可

[問合せ]すみだ清掃事務所分室☎3613-2228

費用を助成します
带状疱疹の任意予防接種

9月から、带状疱疹の任意予防接種費用の一部助成を開始する予定です。助成開始前の接種は助成の対象外ですので、ご注意ください。詳細は決まり次第、本紙や区ホームページでお知らせします。助成を希望する方は、必ず事前に申請のうえ、接種してください。

[対象者]墨田区に住民登録があり、接種時点で50歳以上の方 *過去に接種済みの方を除く[対象ワクチン/助成額]▶生ワクチン=乾燥弱毒生水痘ワクチン(1回接種)/4000円▶不活化ワクチン=乾燥組み換え带状疱疹ワクチン(2回接種)/1回につき1万円[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

ご利用ください
生産性向上等支援補助金

区内中小企業の持続的な発展を後押しするため、生産性向上等設備機器導入等に係る経費の一部を補助します。詳細は区ホームページをご覧ください。

■工作機器等導入支援

[補助対象経費]生産性向上に資する工作機器、測定機器等の機械および装置の新規購入・入替えに係る経費 *中古も可[対象]区内中小企業[補助率]2/3[補助限度額]400万円

■LED照明器具導入支援

[補助対象経費]LED照明器具への交換に係る経費 *新品のみ[対象]従業員数20人以下の区内中小企業[補助率]4/5[補助限度額]150万円

[申込み]申込用紙と必要書類を、直接、経営支援課経営支援担当(区役所14階)☎5608-6183へ

身近なスポーツの場としてご利用ください
区内小・中学校体育施設の開放

種目や実施日時等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[対象]区内在住在勤在学の中学生以上 *スポーツ保険等への加入が必要 *中学生は保護者または20歳以上の方の同伴が必要[費用]無料 *別途、用品代等の自己負担が必要な場合あり[申込み]受け付け期間中、直接会場へ *ソフトテニスの団体利用は事前登録が必要(登録方法は問合せ先へ)[問合せ]スポーツ振興課スポーツ振興担当☎5608-6312

新たに始まります
すみだ住宅取得利子補助制度

区内に定住するために住宅を取得した子育て世帯または若年夫婦世帯を対象に、住宅ローンの利子の一部を補助します。利用する場合は、必ず事前にお問い合わせください。

[対象]1年以内に住宅を取得した、次のいずれかに該当する世帯▶中学生以下の子どもを扶養している▶夫婦ともに39歳以下である *過去に「三世代同居・近居住宅取得支援制度」を利用した世帯は対象外[補助内容]1年間に支払った利子額(上限10万円)を5年間補助(最大50万円)*「フラット35地域連携型」を利用した場合は、借入れ開始後10年間、借入金利を年0.25%引下げ[申請期限]建物の所有権保存登記または所有権移転登記から1年以内 *4年4月2日～30日に登記した方は5年5月31日まで *ほかにも要件あり *詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照[問合せ]住宅課計画担当☎5608-6215

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。



手当額が改定されました 児童扶養手当・特別児童扶養手当

全国消費者物価指数の変動により、4月分からの児童扶養手当および特別児童扶養手当の額が改定され、2.5%引き上げられました。

【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

児童扶養手当

対象児童	4月分からの手当月額
1人目	[全部支給]14万4140円 [一部支給]14万4130円～1万410円
2人目加算額	[全部支給]1万420円 [一部支給]1万410円～5210円
3人目以降加算額(1人につき)	[全部支給]6250円 [一部支給]6240円～3130円

特別児童扶養手当

等級	4月分からの手当月額
1級	5万3700円
2級	3万5760円



拡充します 墨田区産後ケア事業

産後の休息や育児支援をより充実させるために、令和5年度から産後ケア事業の利用上限を拡充します。ぜひ、ご利用ください。なお、利用には事前の申請が必要です。

【内容】▶宿泊型=上限3泊4日から6泊7日へ拡充
▶日帰り型=上限1日から2日へ拡充 *事業の詳細は区ホームページを参照 *施設により受入要件・費用が異なる**【対象】**墨田区に住民登録があり、4月1日現在、産後4か月未満の乳幼児とその母親
【問合せ】本所保健センター ☎3622-9137



保険料等についてお知らせします 後期高齢者医療制度

令和5年度の保険料の内容の決定

令和5年度は、均等割額が4万6400円、所得割率が9.49%、賦課限度額が66万円です。年間の保険料額は7月に送付する決定通知書でお知らせする予定です。

対象の方への各通知書の送付**普通徴収(納付書・口座振替で納付)の方**

今月中旬に「暫定保険料額決定通知書」を送付します。今回送付する保険料額は、令和4年度の保険料額を基に計算した金額です。納付書払いの方は、同封の4月分～6月分の納付書で各納期限までに納めてください。

特別徴収(年金天引き)の方

4月から特別徴収が始まる方と、すでに特別徴収されていて、6月から保険料額が変わる方に、「特別徴収(仮徴収)開始通知書」を今月上旬に送付します。

延滞金の徴収、還付加算金の加算

保険料を納期限までに納付しなかった場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して徴収します。また、保険料の変更等により、すでに納付した保険料に還付金が生じた場合は、還付加算金を加算することがあります。

【問合せ】国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当 ☎5608-8100



仮算定通知書を送付します 介護保険料

納入通知書(仮算定通知)の送付

前年度の課税状況に基づき仮計算した保険料額をお知らせする「納入通知書(仮算定通知)」を送付します。ただし、公的年金から特別徴収する4・6・8月の保険料額と2月の保険料額が同額の場合は送付しません。

なお、令和5年度の住民税等に基づき算定した1年分の保険料額の「決定通知書」は、65歳以上の方全員に7月中旬頃送付します。

世帯全員が住民税非課税の方に対する保険料の減額制度

【対象】世帯全員が住民税非課税で、次の全ての要件を満たす方▶「決定通知書」の保険料の所得段階が第2段階または第3段階である ▶前年収入

合計額が1人世帯で120万円以下である(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額) ▶別世帯の住民税課税者に扶養を受けていない ▶世帯全員の預貯金の合計が200万円以下である ▶居住用以外の土地・建物を有していない ▶申請月の前月までの保険料を滞納していない**【減額内容】**現年度において、第2段階または第3段階に属する方の保険料額を第1段階相当額に減額 *申請日より前の減額は不可

災害等で納付が困難な方への保険料の負担軽減制度

災害などの特別な事情により生活が著しく困難し、保険料の納付が困難な方は、徴収猶予や減免を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937



ご活用ください 地球温暖化防止設備導入助成制度

区では、地球温暖化防止に効果的なエネファームや、家庭用蓄電システム等の省エネ設備を区内の建物に導入する際、所有者に助成金を交付しています。助成を受けるには、着工前の申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】環境保全課環境管理担当 ☎5608-6207

助成対象設備	助成率	助成限度額
遮熱塗装	工事費用の10%	15万円 *分譲マンションは30万円
建築物断熱改修		15万円 *分譲マンションは50万円
燃料電池発電給湯器(エネファーム)		3万円
家庭用蓄電システム		5万円
住宅エネルギー管理システム(HEMS)	工事費用の20%	2万円
直管型LED照明器具	工事費用の50%	3万円 *分譲マンションは15万円
電気自動車用充電設備	工事費用の80%	7万5000円
ピークル・トゥ・ホーム(V2H)	製品費用の25%	40万円

- ①▶工事費用=設備およびその設置(施工)に係る経費等の合計 ▶製品費用=導入する設備の製品代で、いずれも税抜金額です。
- ②見積りは、複数の事業者依頼することをお勧めします。また、契約を急がせる事業者には、十分ご注意ください。
- ③建物を新築する場合、「遮熱塗装」「建築物断熱改修」「直管型LED照明器具」は対象となりません。
- ④原則、工事・製品費用が10万円以上のものが対象です。ただし、「住宅エネルギー管理システム(HEMS)」「電気自動車用充電設備」は5万円以上、「直管型LED照明器具」は1万円以上が対象となります。
- ⑤国や都の補助事業との併用が可能です。ただし、助成額は工事費用等からその補助予定額を除いて算定します。



70歳以上の希望者に発行します 東京都シルバーパス

【利用できる交通機関】都営交通(日暮里・舎人ライナーを含む)、都内民営バス等**【対象】**都内に住民登録がある70歳以上の方 *70歳になる誕生月の初日(1日生まれの方は前月の初日)から申込可 *寝たきりの方を除く**【費用・必要書類等】**下表のとおり**【有効期間】**発行日～9月30日**【申込み】**必要書類を直接、最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所等の発行窓口へ**【区内常設窓口】**▶錦糸町駅前(南口)都バス定期券発売所(江東橋3-14-5・JR錦糸町駅南口バスターミナル内) ▶都バス江東自動車営業所(江東橋4-30-10)**【問合せ】**▶東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎5308-6950 *受け付けは午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) ▶高齢者福祉課支援係 ☎5608-6168・FAX5608-6404

対象区分	費用	必要書類	
		全区分	対象区分ごと
1(令和5年度住民税が課税で3以外の方)	1万255円(4月～9月に購入の場合)	本人確認ができるもの	—
2(5年度住民税が非課税の方)	1000円	(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、生活保護受給証明書等)	次のいずれかの書類▶5年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄に「1」～「6」のいずれかの記載があるもの)▶5年度住民税非課税証明書▶5年度住民税課税証明書(合計所得金額が135万円以下のもの)▶生活保護受給証明書(4月以降に発行された「生活扶助」の記載があるもの)
3(5年度住民税が課税の方のうち、令和4年の合計所得金額が135万円以下の方) *経過措置			

- ①「5年度介護保険料納入(決定)通知書」は再発行できません。また、区市町村から6月以降に送付される「本決定通知書」をご用意ください。「仮決定通知書」は使用できません。
- ②「5年度住民税課税・非課税証明書」の発行には、手数料(▶窓口交付=300円 ▶マイナンバーカードを利用したコンビニ交付=200円)、本人確認書類等が必要です。なお、代理人が申請する場合には、委任状、代理人の本人確認書類等が必要です。
- ③「介護保険料納入(決定)通知書」「住民税課税・非課税証明書」は、5年度住民税の賦課決定が行われるまでの期間(4月～6月頃)は、令和4年度の書類で代用できます。
- ④不動産譲渡所得に係る特別控除額(令和4年分)がある場合は控除します。該当する方は、必要書類が異なる場合がありますので、東京バス協会シルバーパス専用電話にお問い合わせください。
- ⑤費用は、対象区分が「1」で10月～3月に申し込む方は2万510円ですが、4月～9月に申し込む方は有効期間が短いため、半額の1万255円になります。

☎=電話 FAX=ファクス ㊚=Eメール ㊚=ホームページアドレス